

アートプラザ 貸室使用料早見表

平成26年2月作成

ギャラリーA(1日単位の貸出)

使用日数	使用料(円)	冷暖房料(円)	合計(円)
1	5,400	2,160	7,560
2	10,800	4,320	15,120
3	16,200	6,480	22,680
4	21,600	8,640	30,240
5	27,000	10,800	37,800
6	32,400	12,960	45,360
7	37,800	15,120	52,920
8	43,200	17,280	60,480
9	48,600	19,440	68,040
10	54,000	21,600	75,600
11	59,400	23,760	83,160
12	64,800	25,920	90,720
13	70,200	28,080	98,280
14	75,600	30,240	105,840
15	81,000	32,400	113,400

ギャラリーB(1日単位の貸出)

使用日数	使用料(円)	冷暖房料(円)	合計(円)
1	2,310	920	3,230
2	4,620	1,840	6,460
3	6,930	2,760	9,690
4	9,240	3,680	12,920
5	11,550	4,600	16,150
6	13,860	5,520	19,380
7	16,170	6,440	22,610
8	18,480	7,360	25,840
9	20,790	8,280	29,070
10	23,100	9,200	32,300
11	25,410	10,120	35,530
12	27,720	11,040	38,760
13	30,030	11,960	41,990
14	32,340	12,880	45,220
15	34,650	13,800	48,450

アートホール(1日単位の貸出)

使用日数	使用料(円)	冷暖房料(円)	合計(円)
1	9,770	3,900	13,670
2	19,540	7,800	27,340
3	29,310	11,700	41,010
4	39,080	15,600	54,680
5	48,850	19,500	68,350
6	58,620	23,400	82,020
7	68,390	27,300	95,690
8	78,160	31,200	109,360
9	87,930	35,100	123,030
10	97,700	39,000	136,700
11	107,470	42,900	150,370
12	117,240	46,800	164,040
13	127,010	50,700	177,710
14	136,780	54,600	191,380
15	146,550	58,500	205,050

《使用料算定根拠》

○アートプラザ条例第3条(別表)

(注1) 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

(注2) 冷暖房期間中は算出した使用料の4割に相当する額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算する。

4月、5月、10月、11月は冷暖房が付かない月です(使用料のみ)

- アートプラザ使用許可申請書(様式第1号)は、使用する日の6ヶ月前から受け付ける。ただし芸術文化活動での使用に限る
※芸術文化活動以外の使用では使用する日の3ヶ月前から受け付ける。
- アートプラザの使用許可申請書によるその使用を許可したときは、アートプラザ使用許可書(様式第3号)を申請のあった日から10日以内に当該申請者に交付する
- 連続して使用できる期間は、市民ギャラリー、アートホールは15日、研修室、実技室は3日とする。
- 芸術文化活動の利用で5日以上連続して使用する際は使用する日の1年前から受け付ける。